九重町設計図書電子閲覧実施要領

平成２８年４月２５日
九重町告示第５１号

（趣旨）

第１条　この要領は、九重町が発注する建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に係る測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）並びに物品役務等の調達に関する業務の競争入札に係る電子閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）設計図書等　閲覧に供する仕様書（特記仕様書を含む）、図面、設計書、現場説明資料及び見積りに必要な資料をいう。

（２）電子閲覧　設計図書等の全部または一部を大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）において閲覧または取得することをいう。

（３）電子データ　設計図書等を電子ファイル化したものをいう。

（電子閲覧に供する建設工事等）

第３条　電子閲覧に供する建設工事等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、下記以外の建設工事等で電子閲覧に供することが適当な場合は、これを実施する。

（１）予定価格が１３０万円を超える一般競争入札又は指名競争入札に付する建設工事又は製造

（２）予定価格が５０万円を超える一般競争入札又は指名競争入札に付する建設工事に係る測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務並びに役務に関する委託業務等

（３）予定価格が８０万円を超える一般競争入札又は指名競争入札に付する財産の買入

（４）年額又は総額の予定価格が４０万円を超える一般競争入札又は指名競争入札に付する物件の借入

（５）予定価格が３０万円を超える一般競争入札または指名競争入札に付する財産の売払い

（電子データの作成）

第４条　前条の規定により選定した建設工事等に係る電子データは、当該入札案件の建設工事等の担当者が作成し、発注担当者へ提出するものとする。

２　電子データは、基本的にポータブル・ドキュメント・フォーマット（ＰＤＦ）で作成する。ただし、必要な場合はエクセルワークシート（ＸＬＳ）等で作成できるものとする。

３　作成する電子データは、５０メガバイト以内の容量とする。

４　作成する電子データの用紙サイズは、Ａ３版以内のサイズとなるよう調整する。

（電子閲覧の実施方法）

第５条　発注担当者は、前条の規定により作成した電子データを、一般競争入札にあっては入札公告、指名競争入札にあっては指名通知後に合わせて電子入札システムに掲示し、電子閲覧に供するものとする。

２　電子データの容量が５０メガバイトを超える場合やシステム障害等、発注者が電子閲覧できないと判断した場合は、紙閲覧等を行うものとする。

３　著作権や意匠権、特許権などで保護されており、電子閲覧に供することが不適当と認められる図面等が設計図書等に含まれる場合は、設計図書等の一部もしくは全部を電子閲覧に供さず、紙閲覧等を行うものとする。

４　閲覧確認については、電子入札システムの入札結果登録画面において確認するものとする。

（電子閲覧の周知）

第６条　電子閲覧に供する場合の周知は、一般競争入札においては入札公告により、指名競争入札においては指名通知により行うものとする。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２８年５月１日から施行する。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和６年１２月１日から施行する。